

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額措置を導入するほか、「地方税法」の一部改正に伴い条項番号を変更するものです。

【国民健康保険法施行令改正の背景】

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。

これに伴い、国民健康保険法施行令が改正され、国民健康保険制度においても出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額措置が導入されます。

【条例改正の内容】

①出産被保険者がいる世帯について、産前産後期間<sup>※</sup>の所得割額及び均等割額を減額します。

※単胎妊娠：出産（予定）日が属する月の前月から4か月間

多胎妊娠：出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月間

②出産被保険者がいる世帯の世帯主は、届出書を提出しなければならないこととします。

③条例で引用している地方税法の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和6年1月1日